

福祉制度の改革の中で人権をどう配慮するか

去る三月三日、かながわ福祉サービス運営適正化委員会では、「制度改革の中で利用者の権利を護るには」と題したシンポジウムを開催しました。介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行など、社会福祉を取り巻く制度の改正を目前にして、いかにして利用者の権利を護り、どのような視点が必要とされるのかなどについて学ぶ機会となりました。

まず、かながわ福祉サービス運営適正化委員会の川島志保委員長（弁護士）から、「福祉サービスにおける利用者の権利とは」と題した基調講演があり、措置から契約制度へ変わる中、福祉サービス利用者、その人らしく生きていくためには、その人の権利を護るの必要性を強調され、「福祉は他人事ではなく、自分ごとである」とお話されました。

また星野氏は、自立に向け、所得保障や住まいの場、支えあいの仕組みが必要不可欠であり、そのために医療や教育、労働、福祉の政策が連結した社会システムを成り立たせることが重要であるとし、利用者の権利を護るための社会全体のコンセンサスを得ることへの必要性についてお話されました。



（企画調整・情報提供担当）

「とお話しされました。

続けて、丹沢病院院長の川口陽太郎氏と、知的障害者通所授産施設よるべ沼代施設長の星野泰啓氏、そして福祉サービス第三者評価機関かながわ事務局長の島村俊夫氏によるパネルディスカッションが行われました。

川口氏は、制度上、精神障害が保健医療の分野から福祉分野へのかかわりとなったものの、まだまだ差別や偏見が多く、理解がすすんでいない状況などを指摘され、島村氏は、特に高齢者グループホーム外部評価における利用者の人権配慮の評価視点について説明し、福祉サービス従事者は、常に利用者の権利を護る意識を持つことが肝要である点を強調されました。

また星野氏は、自立に向け、所得保障や住まいの場、支えあいの仕組みが必要不可欠であり、そのために医療や教育、労働、福祉の政策が連結した社会システムを成り立たせることが重要であるとし、利用者の権利を護るための社会全体のコンセンサスを得ることへの必要性についてお話されました。

県社協組織図

